

平成 22 年 4 月 23 日

日本臨床皮膚科医会岡山県支部会則

- 第 1 条 本会は日本臨床皮膚科医会岡山県支部と称する。
- 第 2 条 本会は平成 2 年 9 月 8 日設立とする。
- 第 3 条 本会は臨床皮膚科学の発展、普及と社会福祉の向上をはかり、医業の合理化と医療技術の適正評価の実現に協力し、更に会員相互の団結と親睦融和を目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的達成のために必要な事業を行う。
- 第 5 条 本会の会員は次の 2 種とする。
- (1) 正会員 1 日本臨床皮膚科医会の正会員であって、岡山県在住のもの
 - 2 正会員は A 会員(開業会員)と B 会員(勤務会員)からなる
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する法人または個人で、役員会において認めたもの
- 第 6 条 本会に次の役員をおく。
- (1) 支部長 1 名
 - (2) 副支部長 2 名
 - (3) 事務局長 1 名
 - (4) 委員 若干名
 - (5) 監事 2 名
 - (6) 顧問 若干名(本会正会員のうち学識経験者で本会に貢献のあったもの)
- 第 7 条 1 前条の役員は総会において正会員の中から選出する。
- 2 役員任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
- 第 8 条 1 支部長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副支部長、事務局長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 本会の事務局は NPO 法人専門医による皮膚病診療支援ネットワーク岡山(岡山市北区鹿田町 2-5-1 岡山大学皮膚科)におく
- 4 委員は支部長の定めるところにより会務を分担執行する。
- 5 監事は会務の執行および会計の監査を行う。
- 6 顧問は会務の執行および会計について助言を行う。
- 第 9 条 1 会議は総会および役員会とし、支部長がこれを招集する。
- 2 総会は定時総会(年 1 回)および臨時総会とし、本会の最終決定機関であり、正会員をもって構成する。
- 3 役員会は支部長が必要と認めたとき随時招集する。
- 4 総会は正会員の 3 分の 1 以上、役員会は役員 2 分の 1 以上の出席を必要とする。
- 5 総会および役員会の決定は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 6 総会の議長は総会において選出する。
- 第 10 条 1 本会の財産は支部長が管理し、経費は会費、寄付金その他をもってあてる。
- 2 会費の額は総会において定める。(付則 2)
- 3 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第11条 この会則の施行について必要な事項および会則に定めていない会務の執行は、役員会で決定する。

第12条 この会則は、総会の議を経て改正することができる。

付則

1 本会則は平成22年4月1日より実施する。

2 会費(平成22年4月1日より当分の間)

A会員 3,000円(日本臨床皮膚科医会中国ブロック会費を含まない)

B会員 1,000円(日本臨床皮膚科医会中国ブロック会費を含まない)

3 日本臨床皮膚科医会中国ブロック会費を本会が代行して徴収するものとする。

日本臨床皮膚科医会中国ブロック会費はA会員、B会員ともに3,000円

(附)

第1条 平成22年7月25日付で、日本臨床皮膚科医会岡山県部会は、日本臨床皮膚科医会岡山県支部と称する。